

厚生労働省子ども家庭局保育課 様

新型コロナウイルス感染症の急拡大にともなう 現場の現状と課題等について

～安全・安心な保育の実現と子どもたちの育ちの保障に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
公益社団法人 全国私立保育連盟
社会福祉法人 日本保育協会

オミクロン株によって全国各地で感染が広がっており、保育所、認定こども園等（以下、保育所等と表記）の休園数も急増しています。

保育者が濃厚接触者に特定され、待機期間を余儀なくされることで、子育て世帯の生活の維持、地域の社会機能の維持が困難になりかねない事態も生じています。

保育所等を利用している子どもは、ワクチンの接種対象になっていない5歳未満の子どもたちであり、三密の回避も、乳幼児のマスク着用もできません。国内で検出される新型コロナウイルスの多くが感染力の強いオミクロン株となっている今、保育現場は、感染リスクが極めて高く、感染者が出れば多くの関係者が濃厚接触者になる可能性も高いといえます。

さらに、オミクロン株は一般的に重症化するリスクは低いとされていますが、保育所等を利用する子どものなかには、基礎疾患を有している児もおり、高齢者等と同様に重症化するリスクを優先的に回避する必要があるといえます。

将来を担う子どもの育ちを保障するとともに、保育提供体制の確保、社会機能の維持に向け、ともにこの難局を乗り越えていくためにも、保育現場の状況や課題を共有いたします。

1. 保育所等へのPCR検査

保健所業務の逼迫により、PCR検査の実施と判定に時間を要し、その間、保育所等は休園し続けなければならない状態になっています。保育所等の休園期間を最小限にし、迅速に保育を再開するため、保育所等において感染や濃厚接触の疑いが生じた際

には、迅速な PCR 検査の実施と判定が必要です。また、発熱などの感染が疑われる場合には、保育所等において、抗原検査が実施できるよう、医療用抗原検査キットの配布等が行われている自治体があり、現場で有効活用されている事例があります。

2. 保育所等における濃厚接触者の判断基準

保健所業務の危機的状況により、濃厚接触者の特定に時間を要しています。また、濃厚接触者の特定は高齢者施設等に限る自治体もあります。

国においても、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域に指定されている間は、保健所自らが特定を行わず、事業者が候補者リストを保健所に提示することで保健所による必要な検査の実施も可との方針を示しており、保育所等自らが濃厚接触者の判断を任されている状況が発生し、保育所等では業務的にも精神的にも負担が大きくなっています。

自治体の責任の下、保育所等における濃厚接触者の判断基準があることで、円滑な判断が行われるとともに、安全・安心な保育につながると考えます。

3. 事業の継続が求められる事業所

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「事業の継続が求められる事業者」の4-⑦として「育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）と、保育所等を明記されました。

上記を受け、濃厚接触者となった場合には、保育士等もエッセンシャルワーカーとして6日間の待機期間となります。濃厚接触者の待機解除のための検査費用について、補正予算の活用が可能になる旨の通知がありましたが、1園あたりの補助額には限度があることから、さらなる支援が現場のより確実な保育継続の一助となると考えます。

4. 保育者に対する3回目のワクチン接種

保育所等は社会機能を維持するために必要不可欠であるとともに、ワクチン接種ができない子どもの保育を行っています。また、基礎疾患を有する子どももいることから、3回目のワクチン接種について、すでに一部の自治体において優先接種の動きがありますが、保育士等が優先接種されることを望みます。

また、年度末年度初めは卒園や入園と重なるため、接種の時期についてご配慮いただくことは現場への大きな支援になります。

以上